

スポーツ大会・イベントの名称へのはぴりゅう使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ大会・イベント（以下「スポーツ大会等」という。）の名称に福井県（以下「県」という。）のマスコットキャラクター「はぴりゅう」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 スポーツ大会・イベントの名称への使用は、無料とする。

(スポーツ大会等の名称使用の申請)

第3条 スポーツ大会等の名称として使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「スポーツ大会等名称はぴりゅう使用承認申請書（様式第1号）」を福井県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、県および県が構成メンバーとなっている団体、または県内の地方公共団体がスポーツ大会等の名称に使用する場合は申請を要しない。

(スポーツ大会等の名称使用の承認)

第4条 知事は、前条の規定による使用申請があった場合は、その内容が次の各号の全てに該当する場合に、スポーツ大会等の名称使用を承認するものとする。

- (1) 開催するスポーツ大会等が、県または福井県教育委員会による後援の承認を受けたものであること。ただし、後援承認申請の予定であるものを含むことができる。
- (2) スポーツ大会等の当日、はぴりゅうの出動が要請されていること。
- (3) はぴりゅうをスポーツ大会等の名称として使用することにより、はぴりゅうに対する印象を損なうものでないこと。

2 使用申請者が次のいずれかに該当する場合、知事はスポーツ大会等の名称使用を承認しない。

ア 福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号。以下「暴力団排除条例」という。）に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 暴力団もしくは暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、または、関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団または暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。

キ その他知事が不適切と認めるとき。

3 第4条第1項の規定による承認は、承認番号を付した上で「スポーツ大会等名称はびりゅう使用承認書（様式第2号）」をもって行うものとする。

（使用実績の報告）

第5条 知事は、使用申請者に対し、スポーツ大会等の名称として使用することに関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

（違反に対する処置）

第6条 知事は、この要綱および承認内容に違反していると認められるときは、承認を取り消し、当該承認をもって作成したスポーツ大会等の広報資料等の回収を命ずることができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ大会等の名称として使用することの取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月29日から施行する。